

会議録

<p>会議の名称</p>	<p>政策調整会議</p>
<p>開催日時</p>	<p>令和5年11月6日（月） 午前9時40分から 午前10時22分まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>朝霞市役所 別館3階 市長公室</p>
<p>出席者及び 欠席者の 職・氏名</p>	<p>【出席者】 稲葉市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、 清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、 山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、 紺清会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、 野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 小笠原福祉相談課長、菅野同課主幹兼課長補佐、 平岡同課地域福祉係長、高橋こども未来課長、 石田同課長補佐、鈴木健康づくり課長</p> <p>（担当課2） 村沢都市建設部次長兼開発建築課長、大塚みどり公園課長、 松下同課長補佐、高橋まちづくり推進課主幹兼課長補佐、 四方田同課区画整理係長、野島同課同係主査</p> <p>（事務局） 櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、染野同課政策企画係主事</p> <p>【欠席者】 なし</p>
<p>議題</p>	<p>1 （仮称）朝霞市福祉等複合施設の基本構想の策定 2 内間木公園拡張整備基本構想（素案）</p>

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】(仮称)朝霞市福祉等複合施設基本構想 概要 ・【資料2】(仮称)朝霞市福祉等複合施設基本構想 (案) ・【資料3】国道254号バイパス整備を契機とした沿道活性化の検討 ・【資料4】内間木公園拡張整備基本構想 素案 ・【資料5】内間木公園拡張整備基本構想 素案 概要 	
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管(保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 （仮称）朝霞市福祉等複合施設の基本構想の策定

【説明】

（担当課：営野福祉相談課主幹兼課長補佐）

（仮称）朝霞市福祉等複合施設の基本構想の策定について説明する。

基本構想は、本年8月1日に実施した政策調整会議で審議いただいた時の意見等を基に修正し、8月25日の全員協議会、8月30日、31日に実施した住民説明会、9月1日から10月2日までのパブリックコメントを経て策定した。

8月1日に実施した政策調整会議での意見を基に変更した点は以下のとおりである。

（資料2（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本構想（案））

2ページの【図表3計画の体系と基本構想の位置づけ】は、関連計画として、記載した、都市再生整備計画、公共施設等総合管理計画、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画の3つの計画を削除した。

17ページの【図表14導入機能に関する意向】及び23ページの【図表19（再掲）導入機能に関する意向】は、防災機能の表現を「地域住民の避難所機能」から、「災害時の避難所機能及び物資の備蓄機能」に変更した。

19ページの【図表15利用・活動イメージ】は、7行目の「一部の地域住民の避難場所」を「帰宅困難者の一時避難機能」に変更した。

主な修正は以上になる。なお、修正にあたり他ページへの影響、図表の削除及び番号の整理など全体的な見直しを行った。

（資料1（仮称）朝霞市福祉等複合施設基本構想 概要）

2ページ目の導入機能は（1）子育てしやすい環境の充実のための機能として、児童館（市内7館目）及び、子育て世代包括支援センターを設置する。（2）福祉相談のサービス向上のための機能として、福祉相談機関を設置する。（3）防災機能の拡充は、災害ボランティアセンター及び防災倉庫を設置する。（4）まちなかの交流やにぎわいづくりは、災害時は、災害ボランティアセンターとなる交流スペースの設置を検討している。（5）その他の導入機能は、ユニバーサルデザインの配慮、飲食サービスの設置や環境に配慮した設備の設置を検討している。

3ページ目の5住民説明会の結果だが、参加者は2日間で延べ12人であった。内訳は、1回目は8人。2回目は4人であった。

いただいた質問内容は以下のとおりである。

「計画地は現状駐輪場であるが、撤去するのか。」「社会福祉協議会と連携、機能の一部移転などはあるか。」「移転する機能の選定理由は何か。」「既存施設が駅から遠いやハザードマップで危険な区域などから選定したのか。」「防災機能拡充について、非常用発電機、水の補給、トイレの備えも充実させる必要があると考えるが、そのような機能を盛り込む予定はあるのか。」などの質問があった。

6パブリックコメントの結果、5件の意見があった。意見の内容は、施設の職員体制、相談体制、開所時間などの管理運営に関する事。観光資源として建物の外観、外構を活用すること。環境配慮に関する事について意見があった。住民説明会及びパブリックコメントでいただいた意見は、今後、策定を行う基本計画で参考となる意見であったことから、基本構想（素案）の修正はない。

最後にスケジュールについて、基本計画は本年12月を目途に策定を進めており、来年1月に政策調整会議、定例庁議に付議する予定である。なお、基本計画は福祉等複合施

設の設計、工事を進めるうえでの根幹となる計画であり、利便性、機能性、周辺環境との連携性の観点から、福祉等複合施設の具体的な課題や条件を整理するなど、場所や機能、概算工事費などの具体的な案を示している。また本事業では、導入可能調査を実施し、PFI事業として実施することが可能かどうか検討する。なお、その後の予定は、基本設計、実施設計を令和6年度から令和7年度、工事を令和8年度から令和9年度、完成は令和10年1月を予定している。

説明は以上となる。

【意見等】

(須田総務部長)

12月に基本計画をまとめるとのことだが、運営形態は基本計画に載せる形で進めているのか。運営形態は設計にも影響してくると思う。

(宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

具体的な運営形態について、基本計画に盛り込む予定はない。あくまでも、建物の機能など福祉施設の全体的な状況を整理するものと考えている。運営形態は今後調整していく。

(須田総務部長)

いつ頃、運営形態は決定するのか。

(宮野福祉相談課主幹兼課長補佐)

来年度に基本設計、実施設計が入るため、来年度以降になる予定である。

(須田総務部長)

現在、非常にタイトなスケジュールで進めているが、設計や計画など、十分な時間を取っていかないと、実際に運営する際に大変になると思う。運営形態と設計は、密接な関係にあると思う。例えば指定管理で進めていく場合、総合福祉センターのように施設全体を指定管理にするのか。または、溝沼複合施設のように、児童館、保育園、老人福祉センターのそれぞれを指定管理として扱うのか。例えば事務室の配置、警備の区画、共用部分の管理など、様々な部分関係してくる。施設のコンセプトだけではなく、並行して考えていかなければならないのではないかと。

要望として、施設を運営するランニングコストがどのくらいかかるのかを試算してほしい。市債を返還していくことで財政にも影響が出てくる。例えば指定管理料や光熱水費、管理、運営していく費用など、全庁的に影響してくることから、運営形態も考えながら、そうした試算も早めに進めていただきたい。

(益田上下水道部長)

コストが高い駅に近い場所に建設することの必要性や実用性は検討しているのか。気になる点として、防災機能の拡充について、帰宅困難者支援のための資材等収納機能との記載があるが、本当にこの場所に設置しなければならないのか。設置した場合、誰が災害時に対応するかなど、想定する必要があるのではないかと。担当課と協議して検討していただきたい。

(毛利危機管理監)

危機管理の要望としては、帰宅困難者用の場所を設置するのではなく、災害等があっ

た際に、帰宅困難者用の場所として利用できる場所にしてほしいということである。御指摘のとおり、帰宅困難者支援で利用する場合に、誰が管理するのは課題となるため、そこを含めて検討していただきたい。

(紺清会計管理者)

工事の期間が1年9か月となっているが、今後現場での週休2日を確保していく中で、工事期間が十分なのか、基本計画策定の中で検討していただきたい。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 内間木公園拡張整備基本構想（素案）

【説明】

(担当課：大塚みどり公園課長)

内間木公園拡張整備基本構想（素案）について説明する。

内間木公園拡張整備の検討は、現在2期整備が進んでいる国道254号バイパス沿道全体の活性化の検討をベースに貴重な公有財産である内間木公園について、今後どのように整備していくかなど、基本構想策定までを目途に検討を進めている。

(資料3 国道254号バイパス整備を契機として沿道活性化の検討について)

(バイパス整備を契機とした今後の方向性)

令和5年度現在、国道254号バイパスの整備が進められており、本年7月には国道463号線浦和所沢バイパスから県道さいたま東村山線までの約1.4キロメートルが、暫定3車線で供用開始され、現在朝霞市の未供用部分については、予備設計が進められている。バイパス整備後には、首都圏等からのアクセスが向上し、開発需要の高まりや土地利用の転換が見込まれるため、これを契機に、地域の活性化等に資する土地利用の検討を求められている。一方で、沿道の地域全体が、市街化調整区域であるほか、川にはさまれた水害リスクの高い地域がある等の課題もある。沿道全体として、防災、減災、緑の保全、沿道の土地利用による利便性の向上と地域の活性化の両立を図るため、地区計画等の都市計画によるルール作りを進めていく必要がある。併せてバイパス沿道に位置し、バイパス開通後には首都圏からの交通利便性が高まる内間木公園及び旧憩いの湯跡地を市内外から人が集まる交流拠点として位置づけ、拡張整備について検討を行う。

(沿道活性化の検討状況について)

これまでの検討状況は、令和4年度に内間木公園拡張整備等検討委員会を設置した。市民アンケートの実施など、検討を進めてきた。現在、国道254号バイパス沿道活性化は、これまでの検討状況を踏まえ、都市計画によるルール作りを進めるために、「国道254号バイパス沿道の土地利用について（案）」を取りまとめた。今後は、都市計画マスタープランの改訂と連携し、令和6年度から令和7年度までの2か年で地域住民や地権者と意見交換を行い、沿道土地利用に向けての手引きを策定していく。手引き策定後は、バイパス整備の進捗状況によるが、地域ごとに地区計画等の作成を検討し、土地利用等の推進を図っていく予定である。

(資料4 内間木公園拡張整備基本構想（素案）、資料5 内間木公園拡張整備基本構想（素案）概要について)

内間木公園拡張整備は、基本構想策定に向け、これまで庁内の部次長級の職員で構成された庁内検討委員会を8回、検討委員会を6回開催し議論を行った。基本構想の概要

は、なぜこの時期に基本構想の策定が必要なのかを説明し、併せて対象地の概要、現状の整理を行った。内容は、現在県が国道254号バイパスの整備を進めており、このタイミングでバイパス沿道に位置する市の貴重な公有地である内間木公園を市内外から人を呼び込む地域活性化の拠点と位置づけ、隣接する旧憩いの湯跡地を含めて拡張整備を行うことを検討。基本構想は、そのためのコンセプトや必要な機能、整備手法の検討を行い、今後の整備に向けた基本的な考え方を取りまとめた説明をしている。

市民3,000人を対象としたアンケート結果は内間木公園の現況について、利用率は高いが、認知度が低いことが分かった。スポーツ施設を併設する公園になるので、特定の方は利用するが、それ以外での認知度が低い。

また内間木公園の拡張整備にあたり、利用者のターゲットは「朝霞市民」と回答が多かったが、一方で広域からの利用者と呼ぶことが望ましいと考えられている。

拡張整備における望ましい導入機能は、憩い、遊び、防災、スポーツ機能が求められている。

また導入機能として、若年層、内間木地域以外の居住者のスポーツ機能のニーズが高いことが分かった。スケートボードなどの新しいスポーツの施設を望む声が多い。

満足度調査は、自然や歴史文化、芸術などの地域資源の活用が求められている。

コンセプトの検討は、これまでの現状整理やアンケート調査の結果を踏まえ、拡張整備におけるコンセプトを「市民と来訪者をつなぐ憩いと交流が生まれる公園」とし、サブコンセプトを、「スポーツ」、「憩い・自然・遊び」、「防災・減災」、「文化と交流」と設定した。

整備方針は、コンセプトの実現に向けた四つの整備方針を設定した。一つ目は既存施設の活用と新たな魅力の創出として、国道254号バイパスの整備により、利用ニーズが大きく変化することから、既存利用者と新規利用者のニーズを満たすことを目指し、既存施設を活用しながら、地域活性化に寄与する拠点の整備を目指す。二つ目は、サブコンセプトに応じた機能・施設の整備。サブコンセプトに応じた機能・施設を整備することで、利用者ニーズを幅広く網羅できる整備を目指す。三つ目は、公募設置管理制度の活用の検討。便益施設等の整備にあたり、民間活力により施設の建設、維持管理及び運営を行う手法として、PARK-PFIなどの民間活力を活用することを前提に検討を進める。四つ目は、円滑なアクセス導線。国道254号バイパス整備に併せて、公園への円滑なアクセス導線を検討していく。

5の整備範囲とゾーニング図は、今回拡張整備の中心となる範囲について旧憩いの湯跡地、駐車場、ゲートボール場の約1ヘクタールになる。既存の機能を残す範囲は、テニスコート、弓道場、ソフトボール場になるが、既存の施設は自由提案として、この範囲の改善提案があれば、それを拒むものではないとする。ゾーニング図では、四つのサブコンセプトの配置を色分けで示している。

今後の事業の流れとして、整備事業をPARK-PFIとした場合の想定だが、本基本構想策定後、国道254号バイパスの整備進捗状況に併せ、民間事業者から幅広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集するサウンディング調査や整備内容の詳細検討、PARK-PFIの整備スキームの検討を行い、基本計画を策定する。

その後、事業者の選定を行い、拡張整備事業を進める流れになる。PARK-PFIを活用して事業を実施した場合、拡張整備事業の実施は、公募対象公園施設の整備費は100%民間の負担になるが、園路や広場など特定公園施設の整備は民間が10%以上の負担となり、市は残りの部分最大で90%の負担になる。内間木公園拡張整備基本構想（素案）の説明は以上となるが、基本構想（素案）の中で、今後の課題として、事業者公募や詳細な整備内容の検討に向けて、測量調査や地質調査等の調査業務を踏まえ、敷地条件の詳細な把握が必要になるので、実施に向けた課題の整理として記載している。ま

た今後のスケジュールは、来年1月4日から2月2日までパブリックコメントを実施。1月13日、20日、内間木公民館と中央公民館にて市民説明会を実施し、年度内に策定・公表を行っていく予定である。

説明は以上となる。

【意見等】

(須田総務部長)

PARK-PFIを導入した場合の費用、導入しない場合の費用などの資金計画を把握した上で、費用については、今後、市で長期に渡って負担していくことになることから、金額を比較しながら検討していただきたい。

(毛利危機管理監)

防災・減災機能を取り入れているが、危機管理室として市街化調整区域で浸水想定区域に防災機能があるという点では、内容を精査する必要がある。内間木区域の住民の避難場所として位置づけるのであれば、内間木公民館と同様、一時避難場所とすべきである。避難所としてしまうと、全員が避難できるとの誤解をあたえてしまう。また、地震は問題ないが、浸水の際は、市が必要と認めたときに利用できる形にするなどの条件を明示する必要があると考える。その条件も人だけが避難できるのか、車で来ても大丈夫なのかなどの調査をしたうえで、危機管理室とも調整しながら進めていただきたい。

(村沢都市建設部次長兼開発建築課長)

庁内の検討委員会の中で、危機管理部門から一時避難場所の設定について話が出た。また外部の委員会でも、この場所を一時避難場所として設定した場合、どの地域の人がどれくらい避難する予定なのかなどの意見も出ているので、今後、危機管理部門や福祉部門を含めて調整していきたい。

(山崎都市建設部長)

今回の公園の防災上の位置づけや芸術文化施設としての位置づけについては、他の計画においても位置づけを行っていただきたい。例えば地域防災計画、生涯学習の計画、総合計画と思われる。この基本構想が先に公表される形になるため、協力いただきたい。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

今後、計画の見直しがある場合には、対応をお願いしたい。

(山崎都市建設部長)

1点資料の訂正をお願いする。資料5の2枚目の左下のゾーニング図について、下部に記載している点線が新しくできる国道254号バイパスを意味しているが、点線で書いている新しくできる交差点がないのは、県道から削除の依頼があったためである。

(清水市民環境部長)

防災・減災の件について、資源リサイクル課で災害廃棄物の計画を策定している中で、現在、ソフトボール場とテニス場が災害廃棄物の仮置き場となっている。2つの施設は残るとのことで問題はないと思っている。災害廃棄物の仮置き場はここだけではなく、他にも候補地があるため、あえて記載しなくても良いと考えるが、災害時には一時避難所以外にも災害廃棄物の仮置き場としての用途があると市民環境部では考えている。

(山崎都市建設部長)

以前、全庁に意見照会を行い、危機管理室からも同様な意見をいただき、現時点では、災害時の車両搬入経路として記載した。ただ防災計画上でそういう位置づけがあれば、それに基づいて策定していくべきであると考えているため、適宜情報共有を行う。

(清水市民環境部長)

土壤汚染がある地域であるが、土壤の調査についてはどのように考えているのか。例えば、朝霞和光資源循環組合では、焼却炉施設において土壤汚染の調査を行っており、調査の結果によって、覆土などをする計画になっている。今回の計画ではどのように考えているのか。

(大塚みどり公園課長)

土壤汚染の調査について、具体的な実施時期は決まっていないが、今後の課題として取り組んでいく。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

土壤汚染の問題については、建物の規模や盛土等の関係で状況にも変化が出てくると思われる。ただし、地下埋設物については原則、地権者の責任として対応していくことになると考えている。国道254号線バイパスの進捗状況にもよるが、実施時期等については、建物の規模などが、全体的に固まってきた段階で必要に応じて実施することになると思われる。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。